

羽田空港イベントスペース使用に関して

日本空港ビルディング株式会社

この規程は、日本空港ビルディング株式会社が東京国際空港国内線ターミナル内に設置するイベントスペースの使用に関し、「羽田空港イベントスペース使用約款」に基づき必要な事項を定めることを目的とします。

1. 手続きに関して

- ・ 弊社は、イベントスペース管理事務を株式会社ビッグウイングに委託します。
- ・ お申し込みの際は、使用申請書、実施概要、図面、配布物のサンプル等の提出をお願いします。(図面にはパネル等の接続部や転倒防止策及び施工物の重量や電気容量等も明記して下さい。)
- ・ 弊社で内容等を審査の上、使用の可否について回答書をもって通知します。使用を許可する場合、弊社が回答書を発送した時点をもって予約完了とさせていただきます。
- ・ 関係当局及び弊社等の審査により、ご希望に添えない場合もございますのでご了承下さい。
- ・ 使用料金等は、弊社が指定する日までに指定の口座にお振り込み下さい。尚、決定後のキャンセルは所定のキャンセル料を申し受けます。(詳細は 6 参照)
- ・ スペース使用料の他に搬入出に関する立会料及び申請料を申し受けます。
- ・ 実施に際しての作業申請書を使用開始日の 4 営業日前までに提出して下さい。
- ・ 最終の実施概要、図面、使用責任者届等を必ず使用開始日の 10 営業日前までにご提出下さい。
- ・ 原則として、申し込みは、使用開始日の 6ヶ月前より受付し、スケジュールに関しては予約を完了した方を優先とさせていただきます。

2. 開催期間

- ・ 原則として最長 3 週間(搬入・搬出日を除く。)までとなります。
※尚、長期をご希望の場合は別途ご相談下さい。
- ・ 多客期間(GW、お盆、年末年始等)の一部日程は使用できない場合もございます。予め、お申込み時にご確認下さい。
- ・ 空港施設内のため、予約完了後(イベント開催中を含む)においても、要人来港、ハイジャック、航空事故、特別警備、その他の空港管理運営上のやむを得ない理由により、イベントの中止又は延期をお願いする場合がございますので、予めご了承下さい。(この場合、実施できなかった部分についての使用料の返納、日程の振替等の対応をさせていただきます。)なお、イベントの中止・取消等によって生じた損害については、弊社は一切責任を負いません。

3. 設置物

- ・ 造作物等の設置に関しては、後方視界を妨げないようお願いいたします。
- ・ 造作物等は、防炎処理をされたものをご使用下さい。
- ・ 床面は、パンチカーペット等で養生をして四方をモール等で固定してください。ケーブル等もモール等で保護して、歩行者の妨げにならないよう充分配慮して下さい。
- ・ 床面の養生及び転倒防止策、パネル等の縁などにはコーナーガードを設置し安全面を考慮したものとして下さい。(床面養生方法については養生テープの上から粘着テープを使用してください。粘着テープを直接床に付けないよう、お願いします。)

4. 実施に関して

- ・ 周囲の美観を考慮した内容でお願いします。
- ・ 販売行為や金銭の授受が伴う営業行為には使用出来ません。
周囲の店舗へ影響が出るような大きな音が出るものは使用出来ません。
- ・ サンプルング等は周囲の店舗の営業に支障をきたさない範囲で可能です。但し、配布物、配布方法及び容器形状等確認の上、実施可否のお知らせを致します。
- ・ 政治活動、宗教、ギャンブル、公序良俗に反した内容のもの、お客様に不快な印象を与える可能性があるものは実施できません。
- ・ クレジットカード等入会促進、勧誘キャンペーンについては、内容を確認させて頂いた上で、実施可否のお知らせを致します。
- ・ 強引な勧誘や旅客の通行を妨げるようなPR方法、リースラインを逸脱してのPRは固くお断りします。(クレームになる場合には即時中止させていただく場合もございます。)
- ・ 弊社等の指導内容を遵守のうえ実施をお願いします。
- ・ 開催時には、弊社の定める『催物開催に係る会場管理計画』に基づき、現場の管理運営にあたるようお願いいたします。

5. 使用料金について

6. その他

- ・ 上記の規定に拘わらず条件等について、弊社の判断により変更する場合がございます。

以 上